

県内各医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長  
( 公 印 省 略 )

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請について（通知）

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）に基づき、医師をやむを得ず年 960 時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関については、都道府県知事に申請し、特定労務管理対象機関（B・連携 B・C-1・C-2 水準）の指定を受ける必要があります。

つきましては、本県における指定申請の手続きについて、次のとおりお知らせしますので、指定を希望される医療機関におかれましては、内容をご確認の上、令和 6 年 8 月 30 日（金）までに申請をお願いします。

1 指定申請に係る各資料について

- ・各水準の指定要件及び提出書類（別添 1）
- ・指定申請様式（別添 2）

※別添 1、2 の資料については以下県 HP からダウンロードしてください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f531764/index.html>

2 申請方法

原則、G-M I S（医療機関等情報支援システム）による申請となります。

なお、G-M I Sによる申請が困難な場合には、県へお問合せください。

問合せ先

医療整備・人材課人材確保グループ 山本

電 話：045 (210) 4877

F A X：045 (210) 8858

電子メール：ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp